## 共通一第5号様式 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

## 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	令和7年度既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課
選定事業者	一般社団法人 北海道建築技術協会
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
木業終け	既存集会住宅からのC02削減を図ることを目的と1 集会住宅の所有考案に

本業務は、既存集合住宅からのCO2削減を図ることを目的とし、集合住宅の所有者等に 対し、外断熱改修に関する専門的な知識を有する者(以下「コンサルタント」とい う。)を派遣し、省エネ診断、改修工事に向けた助言や提案を行うものである。

本業務を履行するにあたっては、建築設計に関する知識のほか、省エネ住宅に関する 学術的な知識、住宅等の温熱環境要件に関する高度な専門的知識、外断熱改修に関する 知見、これの設計及び施工方法等を提案できる高い技術力をもったコンサルタントを本 市の求めに応じ速やかに派遣できる体制が求められる。

一般社団法人北海道建築技術協会(以下「技術協会」という。)は、北海道における 建築物の省エネルギー化を図るため、高断熱・高気密住宅の建築技術に関する調査や研 究に取り組んでおり、住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門知識を有し、効果的な 設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者の資格であるBIS※の唯一の認定機関で ある。また、マンションの外断熱改修に向けた講習会や情報提供、コーディネーターの 派遣等を実施している団体であり、本業務の履行にあたり必要となる専門的知識、技術 等を有するコンサルタントを複数名有していることから、本市の求めに応じ速やかにコ ンサルタントを派遣することができる唯一の事業者である。また、これまで同業務を委 託しており、本業務に精通し誠実な履行が見込まれる。

以上のことから、技術協会は、本事業に必要な条件を満たしており、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。

※BIS・・・北国にふさわしい温熱環境要件を備えた住宅等の普及をはかるため、北海道が独自に創設した資格制度により認定、登録している技術者のこと

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)